

遺言書／
後見制度

相続税申告

不動産売却

権利関係

空き家・
空き地

相続手続き

相続が
発生した方へ

相続税申告には
期限があります！

簡易シミュレーション
も実施！

2月 高知市 相続と不動産無料相談会

高知市在住の方、会場の近くにお住まいの方、この2日間にどうぞお気軽にお越しくださいませ！

開催日：2月26日(水) 27日(木)

専門家が相続や不動産のご相談を個別にお受けします！

※ 事前予約制・・・お電話で相談内容の概要をお伝えください。

司法書士・税理士・宅地建物取引士が「ソーレ」に集結！

司法書士
森田 啓



司法書士
大石 崇之



税理士
豊永 和央



宅地建物取引士
上田 司



まずは
お気軽に
ご来場
ください！

2/26(水)2/27(木)

時間 10:00～【最終受付15:00】

こうち男女共同参画
センター「ソーレ」

3階／研修室1

〒780-0935 高知市旭町3丁目115



○旭町三丁目駅電停より徒歩3分！

○JR旭駅より徒歩10分程度！

※駐車場は全館共有のため限りがございますのでご注意ください。

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

【個別相談会 予約枠】

□ 10:00～10:50

□ 11:00～11:50

□ 12:00～12:50

□ 13:00～13:50

□ 14:00～14:50

□ 15:00～15:50

専門家が集結
いたしますので
効率よく
ご相談
いただけます！

相続・不動産に強い私たちが
完全無料でご相談をお受けします。
どうぞ安心してお越しくださいませ！

所有不動産の
相続税申告を
見据えた活用も
ご提案
いたします！

相続税、将来いくらかかるの？

不動産売却とその税金のことがわからない

成年後見制度や家族信託って何？

相続税や贈与税の節税対策を教えてください

遺言書はどうやって作ったらいいの？

相続手続（登記・相続税申告）を教えてください

遺産分割協議はどうやってやるの？

空き家・空き地の相談をしたい



こんな お困りごと はございませんか？

相談員

■司法書士／森田 啓（高知県司法書士会）

■司法書士／大石 崇之（高知県司法書士会）

■税理士／豊永 和央（四国税理士会）

■宅地建物取引士／上田 司

●お問い合わせ・ご予約



【受付時間】平日10:00～16:00

相続と不動産無料相談会事務局／JKAS高知店
〒780-0841 高知市常屋町1-14-9 糸り忠ビル2F

080-8557-4792

事前
予約制

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

どのような不安や疑問がございますか！？

遺言書／後見制度

- 有効な遺言書を作成したい
- 作成の際のアドバイスをもらいたい

空き家・空き地

- 放置している空き家・空き地を何とかしたい
- 固定資産税や維持管理の責任から解放されたい

相続税申告

- 相続税の見積もりを算出したい
- 土地評価を熟知している税理士に相談したい

権利関係

- 法定相続分と遺留分について知りたい
- 円満な遺産分割のアドバイスをもらいたい

不動産売却

- 他社の査定が高いのか、低いのかを知りたい
- 売却時の税金が安くなる方法を知りたい

相続手続き

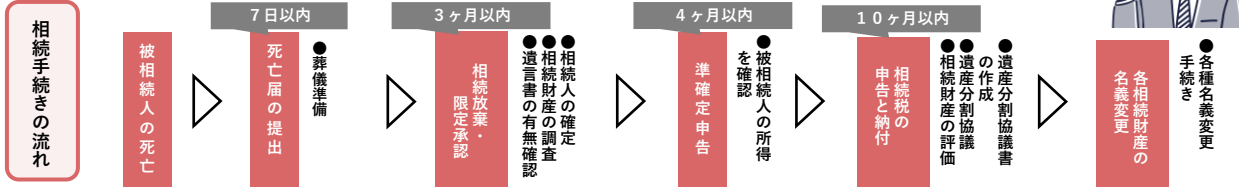
- 相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい
- いつまでにどんな手続きをする必要がある？

相続手続き



相続手続きは何かから始めたらよいのか分からない。名義変更もどうしたらよいのか分からない。

相続が発生すると、**名義変更、登記、相続税申告、役所へのさまざまな手続き**が必要となります。そのなかには、**期限があるもの**や複雑なものもあります。当相談会では、**それぞれのご相談者様に合わせた相続手続きプラン**を各専門家と提携してご提案いたします。



遺言書／成年後見制度



有効な遺言書を作りたい。認知症への対策もしたい。最近よく聞く後見制度って何？

ご自身で作成する遺言書には注意が必要です。ご自身が亡くなられた後、**ご遺族の方々が困らない手続きや書き方**について、ご相談ください。また、**成年後見制度・家族信託**についても専門家がご相談をお伺いいたしますので、遠慮なくご来場ください。



相続税申告



土地評価に熟知している信頼できる税理士に相続税の相談をしたい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に大きな差がでます。相続税申告実績が豊富な税理士がおりますので、「**相続税発生ポイント**」や「**節税方法**」をご案内いたします。**相続税の申告額を抑えたい**方に最適な申告サポートをいたしますのでご安心ください。



不動産売却



不要になった不動産は売却すべき？

不要になった不動産を放置しておく、売却時の税制優遇措置が受けられない**ケース**がありますので、早めに対処することが重要です。また、売却したいと思っても、相続による遺産分割協議の未解決や、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できない場合があります。**事前に適切な準備を行い、売却に必要なサポート**をいたします。



空き家・空き地



相続した空き家は放置しても大丈夫？

空き家を放置すると、管理や防犯、税金、ご近所対応などさまざまな**問題が発生する可能性があります**。空き家の老朽化で役所から**特定空き家に指定されると指導や勧告がなされ、改善されないと罰金が科される恐れがあります**。売却・賃貸・贈与・譲渡・放棄・国庫帰属のサポートをいたします。特例の適用や補助金の活用もご相談ください。



権利関係



相続財産に不動産が含まれていますが、不動産の相続方法のアドバイスが欲しい。

相続時に**不動産を共有するケース**が見られます。不公平感が無く良いように思われますが長い目で見ると、売却や処分したいといった時に**他の共有者と意見が合わないなど、問題化するケースが多いです**。後々起こりうる問題を先送りしない為のサポートをいたします。



【重要ニュース】不動産の相続登記が義務化されました！

2024年4月から相続登記が**義務化**されました。

- 相続によって不動産を取得した相続人は、**取得を知った時から3年以内**に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

- 現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。(※2025年3月31日まで)

不動産をお持ちの方、この機会に是非ご相談ください。



●お問い合わせ・ご予約

相続と不動産無料相談会事務局/JKAS高知店

〒780-0841 高知市帯屋町1-14-9 糸里忠ビル2F

【受付時間】平日10:00～16:00

080-8557-4792



事前
予約制

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

相談員

- 司法書士／森田 啓 (高知県司法書士会)
- 司法書士／大石 崇之 (高知県司法書士会)
- 税理士／豊永 和央 (四国税理士会)
- 宅地建物取引士／上田 司